

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業

補助制度のご案内

【問合せ先】

西海市役所 建設部 住宅建築課

〒857-2301

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16

第4別館（大瀬戸土木維持管理事務所2階）

電話番号：0959-37-0021

FAX 番号：0959-22-0364

E-MAIL：ju-ken@city.saikai.lg.jp

ウェブサイト：<https://www.city.saikai.nagasaki.jp>

令和7年4月

目 次

1. 西海市住宅性能向上リフォーム支援事業・・・・・・・・・・ P 1
2. 補助金額の算出例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 申請から補助金の支払いまでの流れ・・・・・・・・・・ P 4
4. 申請などに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
5. 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
6. 住宅リフォームの性能基準について・・・・・・・・・・ P 7
7. 申請書類等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

1. 西海市住宅性能向上リフォーム支援事業について

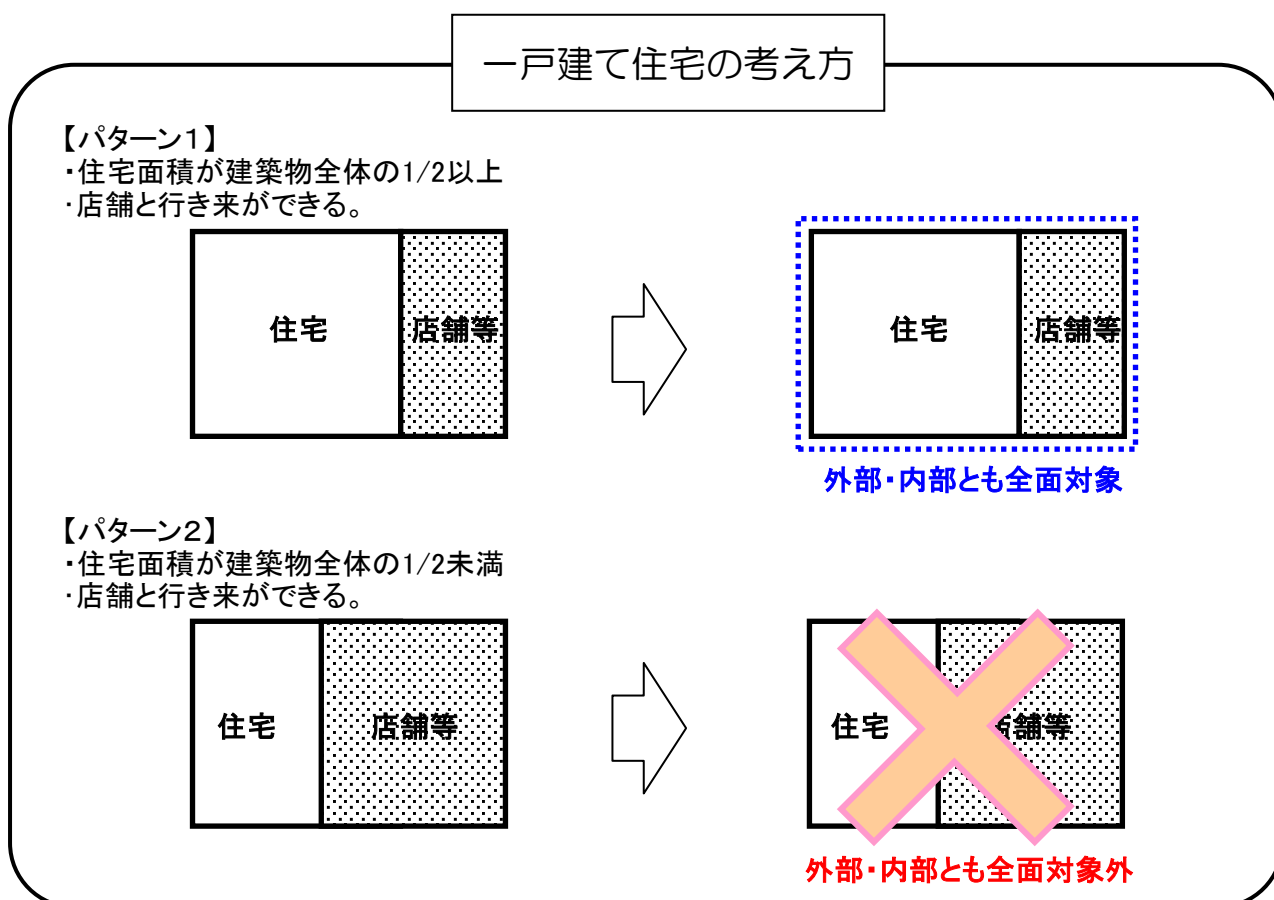
【補助申請のできる方】

- ・市内に住宅を所有しており、かつ、その住宅に居住している者
- ・市内に住宅を所有しており、実績報告書を提出するまでに、当該住宅に居住することが確実である者

※上記の者で、市税等を滞納していないことが条件です。

【補助の対象となる住宅】

- ・一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）
- ・マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）



【補助対象工事】

◆バリアフリー・安全型リフォーム

生活動線上の段差解消やユニットバスへの取り替えなど、住戸内の円滑な生活が行えるためのリフォームであって、その補助対象工事費の合計が20万円以上のもの。

【事例】

○階段の設置又は改良

- ・ 階段の設置（既存の階段の撤去を含むものに限る）
- ・ 階段の勾配を緩和する工事

○浴室の改良

- ・ 浴槽の跨ぎ高さ解消工事
- ・ ユニットバスへの取替工事
- ・ 浴室の床面積を増加させる工事
- ・ 水栓器具の設置又は取り替え工事

○便所の改良

- ・ 和式から洋式便器への取替工事
- ・ 洋式便所の座高を高くする工事
- ・ 床面積を増加させる工事

○出入口の戸の改良

- ・ 開戸を引戸、折り戸等に取り替える工事
- ・ 戸に戸車その他の開閉を容易にする器具を設置する工事

○便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びに結ぶ経路を改良

- ・ 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
- ・ ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事
- ・ 取っ手等を取り付ける工事

ただし、次のいずれかに該当する工事は、補助の対象としない。

【補助対象外工事】

○補助金の交付決定前に着手した工事

○増築工事

○住宅以外の建物を住宅用途にするための工事

○市長が補助の対象として不適当と認める工事

2. 補助金額の算出例

【補助率等】

バリアフリー・安全型については、補助対象工事に該当する工事費の合計が『20万円』以上となる場合に、工事費用の『1／5』を助成します。

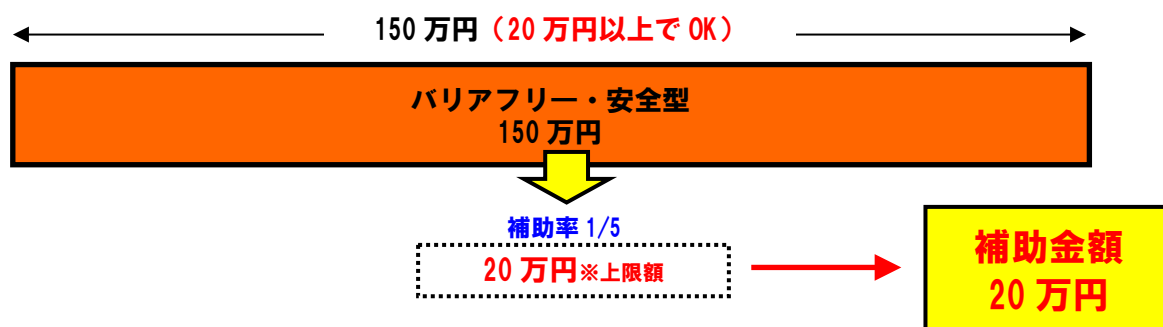
◆バリアフリー・安全型リフォーム

補助額の上限は、『20万円』です。

<計算例>

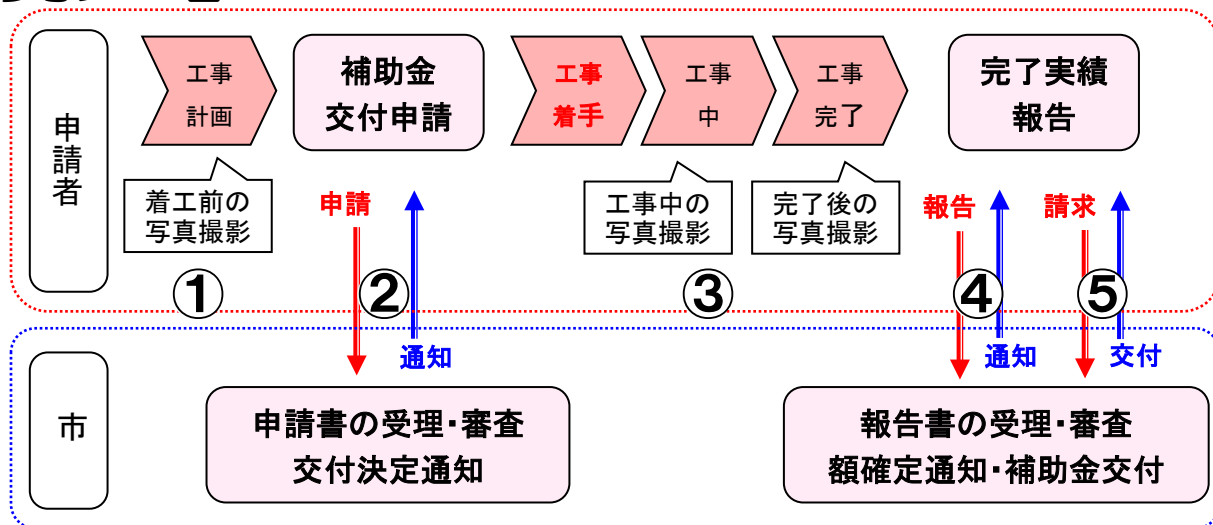
バリアフリー・安全型リフォーム工事・・・150万円⇒20万円以上でOK

補助率1／5なので、150万円×1／5＝30万円ですが、
上限額が「20万円」ですので、補助金額は『20万円』となります。



3. 申請から補助金の支払いまでの流れ

◆参考フロー図



①リフォームに関する工事計画を立てます。

- ・申請者は、リフォーム工事を行う施工業者を決め、施工内容の確認をします。
- ・リフォーム工事を行う部分の写真（着工前の写真）を撮ります。

②申請書類の準備及び提出をします。

- ・申請者は、各種必要書類を用意し「補助金交付申請書」に必要事項を記入します。
- ※申請書類などの各申請書式類は、下記URLからダウンロードできます。

<https://www.city.saikai.nagasaki.jp/kurashi/jutaku/tatemonojosei/2518.html>

- ・申請については、西海市住宅建築課又は各総合支所・出張所に申請書類を提出してください。（各総合支所・出張所については受付のみを行います。申請内容の相談や問い合わせについては住宅建築課へお願いします。）

【申請書提出期限：当該年度12月下旬】

※当該年度2月末までに実績報告書を提出してください。

※申請期限の前に予算額に到達した場合は、受付を締め切ります。

○審査期間として、バリアフリー・安全型については10日程度の期間を要します。

※審査期間は、申請状況により延びる場合があります。

○申請書の審査後、市から交付決定通知書を交付します。

交付決定通知が交付されると、工事に着手することができます。

③工事中及び工事後の写真撮影等を行います。

- ・申請者は、完了実績報告書に添付の必要な写真を撮ります。補助対象部分が「見えない部分」の場合は、忘れずに施工中の写真を撮ってください。

④完了実績報告書類の準備及び提出をします。

- ・完了実績報告書等は、工事完了から1ヶ月以内に西海市住宅建築課又は各総合支所・出張所に提出して下さい。

○必要に応じて、現場検査を行います。

○申請書の審査（又は現場検査）後、額の決定通知書を交付します。

⑤補助金の請求書の準備及び提出をします。

・請求書は、西海市住宅建築課又は各総合支所・出張所へ提出して下さい。

○指定された口座に、補助金が振り込まれます。

4. 申請などに必要な書類について

○申請などに必要な書類

・交付申請書（第1号様式）

【添付書類】 ※証明書等は3か月以内に取得したもの

（1）住民票等市内に居住が確認できる書類

（2）未納がない証明書

（3）工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前の状況を撮影したもの）

（4）固定資産税課税明細書の写し、家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象住宅の所有者が確認できるもの

（5）補助対象工事費確認シート（様式第2号）

（6）性能向上の内容が確認できる図書（使用材料や商品のカタログ等）

（※）必要に応じて提出する書類

①手続を代理人が行う場合

・委任状（様式第3号）

②建物所有者の名義が変更されていない場合

・名義人との相続関係がわかる戸籍謄本

・確約書

③リフォーム工事後に居住する場合

・居住確約書

○計画変更申請に必要な書類

・変更交付申請書（第5号様式）

【添付書類】

（1）補助対象工事費確認シート（様式第6号）

○完了実績報告に必要な書類

・完了実績報告書（第9号様式）

【添付書類】

（1）工事写真（改修工事の部分、部位及び設備ごとに施工中及び完成の状況を撮影したもの）

- (2) 納品書等（工事を行った部分の性能向上が確認できるもの）
- (3) 住宅性能向上リフォーム支援事業利用者・事業者アンケート
- (4) 補助対象工事に係る領収書の写し

※間に合わない場合、請求書の写し。後日、領収書の写しを提出して下さい。

- (5) 申請時に居住していなかった場合は、異動後の住民票

5. 注意事項

◆補助対象とならないものについて

- ・新築住宅
- ・増築工事を伴うリフォーム工事

※一工事において、増築工事とリフォーム工事を併せて行う場合は、工事部分及び費用を分けることが可能な場合、リフォーム部分を対象と考えて差し支えありません。

なお、増築工事を行う場合は、所管の特定行政庁への確認申請が必要となる場合がありますので、事前にお住まいの所管行政庁に問合せください。

- ・施工中または終了したリフォーム工事
- ・交付決定通知が発行される前に、リフォーム工事に着手したもの
※事前の申請をし、交付決定を受ける必要があります。
- ・住宅以外の建物を住宅用途にするリフォーム工事
- ・リフォーム工事の「着工前、施工中、完成後の写真」が不足し、工事内容が確認できないもの

※補助の対象にならないことがありますので、撮り忘れの無いようにして下さい。

- ・申請は1住宅につき1回限りです
- ・改修後に、その住宅に居住しない場合補助対象となりません。その場合、補助金返還を求めることとなります
- ・市内に本社・支社等を有する法人又は市内に住所を有する個人以外が行うリフォーム工事

6. 住宅リフォームの性能基準について

◆バリアフリー・安全型リフォーム

◎階段の設置、勾配緩和

- ・階段を設置する工事
※既存の階段の撤去を伴う工事に限ります
- ・階段の勾配が小さくなる工事

◎浴室の改修

- ・改修後の床面積が大きくなる工事
- ・設置する浴槽の跨ぎ高さが小さくなる工事（概ね 40cm 以下）
- ・レバーハンドル式蛇口、ワンタッチ式シャワー等の設置工事

○ユニットバスへの取替工事の場合は、以下の基準を満足すること

- ・設置する浴槽の跨ぎ高さは 45cm 以下とすること

※跨ぎ高さに関する取扱い

高さの確認は、原則カタログや図面に表示された数値により行うものとする
ただし、別途メーカーより、跨ぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、
その数値を採用しても差し支えない

- ・レバーハンドル式水栓等簡易に利用できる仕様とすること
- ・手すりを設置すること（シャワーのガイドレールを兼ねるものは、数に含めません）
- ・出入り口の段差を小さくすること

※段差の基準は、脱衣室の床面と浴室の床面の高さの差とします

◎便所の改修

- ・改修後の床面積が大きくなる工事
- ・和式便器から洋式便器への取替工事
- ・洋式便器で座高が高いものに取り替える工事

◎出入口の改良

- ・引き戸、吊り戸、折り戸への取替工事
- ・シングルレバー、バー引き手への取替工事

※扉の取替工事によりドアノブ・開閉装置が上記仕様になる場合を含みます

- ・改修後の出入口幅が大きくなる工事

※廊下と居室、便所及び洗面(脱衣)所間、居室と居室間、洗面(脱衣)所と浴室間、
玄関、勝手口等が該当します

◎便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事

- ・床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

※カタログ等に滑りにくい素材であることの表示があるものに限りま

- ・ドアノブまたは水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取っ手等を取り付ける工事

7. 申請書類等記入例

令和 7年 4月 1日

西海市長 様

使用する印鑑は、交付申請から請求まで、同一のもので行ってください。

(申請者)

住所

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
西海市〇〇町1-2

フリガナ

サイカイ タロウ

氏名

西海 太郎

電話番号

0959 - 37 - 0021



西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付申請書

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本事業の補助を受けるに当たり、申請する工事に対して国費が含まれる別の補助金を受けていない、又は受ける予定がないことを誓約します。

1. 補助申請内容

様式第2号 のとおり

2. 住宅の概要

住所及び所在地	長崎県西海市 〇〇町1-2		
種類	☒ 専用住宅	☐ 併用住宅※要綱第3条(1)に該当するものに限る。	☐ マンション
建設時期	☒ 昭和・平成	45年	4月
階数	☐ 平家建て	☒ 2階建て	☐ 3階建て ☐ () 階建て

3. 施工業者（予定）

会社名	(株)西海工務店	所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 西海市〇〇町3-4
代表者	代表取締役 西海 花子	電話	0959-〇〇-〇〇〇〇
担当者	西海 次郎	FAX	0959-〇〇-〇〇〇〇

4. 工事予定期間

工事予定期間	令和 7年 6月 1日 ~ 令和 7年 7月 30日
--------	----------------------------

※様式第2号及び要綱第6条第1項各号に定める書類を添付すること。

補助対象工事費確認シート

	改修工事の内容（一体工事を含む）		単位あたりの 金額	単位	金額
■	① 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る） 又は改良によりその勾配を緩和する工事		614,600 円	箇所数 1（箇所）	614,600 円
□	② 浴室を改 良する工 事	入浴又はその介助を容易に行うため に浴室の床面積を増加させる工事	472,300 円	施工面積 (㎡)	円
		浴槽をまたぎの高さの低いものに取り 替える工事	495,400 円	箇所数 (箇所)	円
		固定式の移乗台、踏み台その他の高齢 者等の浴槽の出入りを容易にする設 備を設置する工事	26,800 円	箇所数 (箇所)	円
		高齢者等の身体の洗浄を容易にする 水栓器具を設置し又は同器具に取り 替える工事	56,500 円	箇所数 (箇所)	円
		バリアフリーに配慮したユニットバ スに取り替える工事	514,600 円	箇所数 (箇所)	円
□	③ 便所を改 良する工 事	排泄又はその介助を容易に行うため に便所の床面積を増加させる工事	271,700 円	施工面積 (㎡)	円
		便器を座便式のものに取り替える工 事	348,400 円	箇所数 (箇所)	円
		座便式の便器の座高を高くする工事	306,700 円	箇所数 (箇所)	円
■	④ 出入口の 戸を改良 する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,400 円	箇所数 2（箇所）	298,800 円
		戸に戸車その他の戸の開閉を容易に する器具を設置する工事（戸に開閉の ための動力装置を設置するもの（以下 「動力設置工事」という））	447,800 円	箇所数 (箇所)	円
		戸に戸車その他の戸の開閉を容易に する器具を設置する工事（戸を吊戸方 式に変更するもの（以下「吊戸工事」 という））	136,100 円	箇所数 (箇所)	円
		戸に戸車を設置する工事その他の動 力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,700 円	箇所数 (箇所)	円
■	⑤ 便所、浴 室、脱衣室 その他の 居室及び 玄関並び にこれら を結ぶ経 路を改良 する工事	床の材料を滑りにくいものに取り替 える工事	20,500 円	施工面積 5（㎡）	102,500 円
		ドアノブ又は水栓器具をレバーハン ドル等に取り替える工事又は取っ手 等を取り付ける工事	14,000 円	箇所数 (箇所)	円
				合計	1,015,900 円

（注）国費の含まれる別の補助金を受けている、又は受ける予定のものは、補助の対象になりません。

令和 7年 4月 1日

委 任 状

西海市長 様

(申請者)

使用する印鑑は、交付申請から請求まで、
同一のもので行ってください。

住所

〒 〇〇〇－〇〇〇〇
西海市〇〇町1－2

フリガナ

サイカイ タロウ

氏名

西海 太郎

電話番号

0959－37－0021



私は、

(代理人の勤務先名) (株)西海工務店

(代理人の勤務先住所) 西海市〇〇町3－4

(代理人の氏名) 西海 次郎

(代理人の電話番号) 0959－〇〇－〇〇〇〇

を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金申請に関する一切の手続

西海市指令 第 ■■■ 号

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

住所 西海市〇〇町1-2

氏名 西海 太郎

令和 7年 4月 1日付けで申請のあった西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の交付については、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので同条第3項の規定により通知します。

令和 7年 5月 1日

西海市長

〇〇 〇〇

長之印
西海市

記

1. 交付決定額 200,000 円
2. 住宅の所在地 長崎県 西海市〇〇町1-2
3. 交付決定の内容 令和 7年 4月 1日付け西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付申請書のとおり
4. この補助金は、西海市補助金交付規則の適用を受けるものであること。

令和 7年 6月 1日

西海市長 様

(申請者)

使用する印鑑は、交付申請から請求まで、同一のもので行ってください。

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所

西海市〇〇町1-2

フリガナ

サイカイ タロウ

氏名

西海 太郎

電話番号

0959 - 37 - 0021

様式第4号の日付及び番号を記載してください。

※2回目以降の変更の場合は、様式第7号となります。

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金変更交付申請書

令和 7年 5月 1日付け 西海市指令 第 ▲▲▲ 号により補助金の交付決定通知のありましたリフォーム工事について、次のとおり変更したいので、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更の有無について、チェックをしてください。

1. 交付決定通知

交付決定年月日	令和 7年 5月 1日	交付決定番号	西海市指令 第 ■■■ 号
交付決定額	200,000 円		

2. 補助申請内容 (☒ : 変更有 ☐ : 変更無)

様式第4号別添のとおり

3. 施工業者 (☐ : 変更有 ☒ : 変更無)

変更がない場合は、記載は省略して構いません。

会社名		所在地	
代表者		電 話	
担当者		FAX	

4. 工事予定期間 (☒ : 変更有 ☐ : 変更無)

工事予定期間	令和 7年 6月 1日 ~ 令和 7年 7月 10日
--------	----------------------------

5. 変更理由

「階段設置工事」の取り止め

※要綱第6条第1項各号に定める書類及び様式第7号を添付すること。

変更の有無について、チェックをしてください。

補助対象工事費確認シート

(☒ : 変更有 ☐ : 変更無)

	改修工事の内容（一体工事を含む）		単位あたりの金額	単位	金額
☐	① 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事		614,600 円	箇所数 (箇所)	円
☐	② 浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	472,300 円	施工面積 (㎡)	円
		浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	495,400 円	箇所数 (箇所)	円
		固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	26,800 円	箇所数 (箇所)	円
		高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,500 円	箇所数 (箇所)	円
		バリアフリーに配慮したユニットバ	514,600 円	箇所数 (箇所)	円
☐	③ 便所を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	271,700 円	施工面積 (㎡)	円
		浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	348,400 円	箇所数 (箇所)	円
		座便式の便器の座高を高くする工事	306,700 円	箇所数 (箇所)	円
☒	④ 出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,400 円	箇所数 2 (箇所)	298,800 円
		戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸に開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という）	447,800 円	箇所数 (箇所)	円
		戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という）	136,100 円	箇所数 (箇所)	円
		戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,700 円	箇所数 (箇所)	円
☒	⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	20,500 円	施工面積 5 (㎡)	102,500 円
		ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取っ手等を取り付ける工事	14,000 円	箇所数 (箇所)	円
				合計	401,300 円

各項目について、変更後の内容を記載してください。
※変更箇所のみの記載ではありません。

（注）国費の含まれる別の補助金を受けている、又は受ける予定のものは、補助の対象になりません。

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定変更通知書

住所 西海市〇〇町1-2

氏名 西海 太郎

令和7年6月1日付けで申請のあった西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり変更したので通知します。

令和7年7月1日

西海市長 ○○ ○○

長之印
西海市

記

- 変更理由 「階段設置工事」の取り止め
- 住宅の所在地 長崎県 西海市〇〇町1-2
- 変更前の交付決定額 200,000 円
- 交付決定額 80,000 円
- この補助金は、西海市補助金交付規則の適用を受けるものであること。

令和 7年 7月 10日

西海市長 様

(申請者)

使用する印鑑は、交付申請から請求まで、
同一のもので行ってください。

〒 000-0000

住所

西海市〇〇町1-2

フリガナ

氏名

西海 太郎

印

電話番号

0959 - 37 - 0021



西海市住宅性能向上リフォーム支援事業中止届

令和 7年 7月 1日付け 西海市指令 第 ■■■ 号により補助金の交付決定通知のありました住宅性能向上リフォーム工事を中止したいので、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 交付決定通知

交付決定年月日	令和 7年 7月 1日	交付決定番号	西海市指令 第 ■■■ 号
交付決定額	80,000 円		

2. 中止の理由

例) 工事資金の準備ができなくなったため

令和 7年 8月 1日

西海市長 様

(申請者)

〒 〇〇〇－〇〇〇〇
西海市〇〇町1－2

フリガナ サイカイ タロウ

氏名 西海 太郎

電話番号 0959 － 37 － 0021

使用する印鑑は、交付申請から請求まで、同一のもので行ってください。

西海

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書

令和 7年 7月 1日付け 西海市指令 第 ■■■ 号により補助金の交付決定通知のありましたリフォーム工事が完了しましたので、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 交付決定通知

交付決定年月日	令和 7年 7月 1日	交付決定番号	西海市指令 第 ■■■ 号
交付決定額	80,000 円		

2. 完了年月日 令和 7年 7月 10日

申請書または変更申請書に記載した施工業者と同一である必要があります。

本件のリフォーム工事については、添付書類のとおり完了したことを報告します。

(施工者)

会社名 (株)西海工務店

代表者名 代表取締役 西海 花子 (印)

西海市指令 第 ■■■ 号

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金確定通知書

住所 西海市〇〇町 1-2

氏名 西海 太郎

令和 7 年 7 月 1 日付け 西海市指令 第 ■■■ 号で交付決定した西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金については、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

令和 7 年 9 月 1 日

西海市長 〇〇 〇〇



記

1. 交付決定額 80,000 円

2. 交付確定額 80,000 円

第 号
令和 年 月 日

西海 太郎 様

西海市長

〇〇 〇〇

長之印
西海市

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業不適合通知書

次の住宅に関して、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱の規定に適合していないため、同要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

1. 既交付決定通知

交付決定年月日	令和 7 年 7 月 1 日	交付決定番号	西海市指令 第 ■■■ 号
交付決定額	80,000 円		

2. 施工業者

会社名	(株)西海工務店	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 西海市〇〇町 3-4
代表者	代表取締役 西海 花子	電 話	0959-〇〇-〇〇〇〇
担当者	西海 次郎	F A X	0959-〇〇-〇〇〇〇

3. 工事予定期間

工事予定期間	令和 7 年 6 月 1 日 ～ 令和 7 年 7 月 10 日
--------	----------------------------------

4. 不適合の内容

例) 床材の取り替えに関し、滑りにくい材料であるものかどうか確認ができない。

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付請求書

一金 80,000 円

令和 7 年 9 月 1 日付け 西海市指令 第 ■■■ 号で額の確定の通知があった西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、請求します。

令和 7 年 10 月 1 日

西海市長 様

使用する印鑑は、交付申請から請求まで、同一のもので行ってください。

請求者

住所 西海市〇〇町 1-2

氏名 西海 太郎

印



振込先

☒ 銀行・金庫		☒ 本店・支店
☒ 普通 ☐ 当座	口座番号 11111111	名義人（フリガナ） サイカイ タロウ 西海 太郎